

東通村農業委員会からのお知らせ

◎令和5年度農業労働標準賃金を定めました。

東通村農業委員会では、令和5年度農業労働標準賃金を下記のとおり定めました。
この標準額は目安ですので、状況・条件等を勘案し、当事者協議の上ご活用下さい。

水田・普通畑一般作業 (1日当たり実働8時間)		男女共	6,900円	(1時間当り) 862.5円
現物代替の場合		※当事者間で協議決定		
農1日 作業当 た金り	水田 田植え、水田 稲刈り 水田、畑 一般作業 その他農作業		6,900円	
	大型機械オペレーター		7,000～8,000円	
機械利 用料金 10a当 り	水田 耕起		5,000円	
	水田 代掻き		5,500円	
	田植機		6,500円	苗なし
	バインダー、ハーベスター		6,500円	糸付き
	脱穀		300円	コンバイン用1袋
	コンバイン		15,000円	
	普通畑 耕起		4,000円	
	牧草刈取(モア)		2,000円	
	牧草反転(テッター)		1,000円	
	牧草収納(ベラー)		300円	1梱包
	牧草収納(ロール)		2,000円	1ロール
	牧草収納(ラップ)		2,500円	1ロール

◎下限面積(別段面積)の撤廃について

農業委員会は、毎年農地の権利取得要件に係る下限面積(別段面積)の設定または修正の必要性について、検討することにしておりましたが、令和5年度の下限面積について、農地法の改正により撤廃となります。

このことから、農地の権利(所有権、貸借権等)を取得する場合、農地法第3条の許可が必要となりますが、権利取得後において、面積の合計が50アール以下でも権利を取得できることとなります。

ただし、権利取得者は次の要件が必要となりますのでご注意ください。

- ・本人またはその世帯員が、権利を有するすべての農地を効率的に利用し、耕作する。
- ・本人またはその世帯員が、農業経営に必要な作業に常時従事すること。
- ・周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと。

◎賃借料情報について

農業委員会では、農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるような地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。当農業委員会管内の賃借料情報を以下のとおり提供いたします。

東通村賃借料情報

(1)田(10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
東通村全域	9,028円	10,000円	5,000円	163件

(2)畑(10a当り)

	平均額	最高額	最低額	データ数
東通村全域	1,576円	9,000円	700円	105件

◎農業者年金に加入しませんか？

老後の備えは十分でしょうか？年金は家族一人ひとりの準備が大切です。

60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業従事者で加入できます。

詳しくは、農業委員会事務局またはJA十和田おいらせむつ支店へお尋ねください。

◎全国農業新聞を購読してみませんか？

地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊農業総合専門誌です。

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」を考える、農業者の視点でお届けします。(月700円)

＜問合せ先＞東通村農業委員会事務局 ☎0175-27-2111(役場代表)
☎0175-33-2146(農業委員会直通)